

お知らせ

教育委員会会議定例会の傍聴
教育委員会総務課(☎272785)

時 5月19日(火)午後2時開始
場 市役所本館5階職員研修室
定 7人(先着順)
申 当日午後1時30分から1時50分までに直接会場へ

民生委員・児童委員が新しく決まりました
社会福祉課(☎272748)

民生委員・児童委員が次のとおり決まりました。
●萩原町区II協坂徹さん
※千嶋ゆみ子さん(緑町区)は退任しました

都市計画決定されました
都市計画課(☎272766)
下水道整備課(☎272777)

〔東都市計画公園および伊勢崎都市計画公園の変更における都市計画〕
2月27日付で都市計画決定されました。関係図書は都市計画課、群馬県都市計画課(前橋市)で縦覧できます。市HPでも確認できます。
▲市HP

隣公園の名称変更、2・2・84号下海老公園の名称変更
都市計画課

〔伊勢崎、赤堀および東都市計画下水道の都市計画〕
4月1日付で都市計画決定されました。関係図書は下水道整備課で縦覧できます。詳しくは市HPを確認してください。
▲市HP

〔伊勢崎都市計画下水道の変更(排水区域)、赤堀都市計画下水道の変更(排水区域)、東都市計画下水道の変更(排水区域)、伊勢崎都市計画下水道の変更(その他の施設)〕
下水道整備課

都市計画公園事業計画の縦覧
公園緑地課(☎272768)
都市計画公園3・3・4号田部井天神沼公園の事業計画の認可図書を縦覧します。
令和11年3月30日(金)まで
公園緑地課

都市計画マスタープラン・立地適正化計画を改訂しました
都市計画課(☎272766)
社会情勢の変化や本市の状況を踏まえて、本市の都市づくりの方針となる伊勢崎市都市計画マスタープランと伊勢崎市立地適正化計画を一体

的に改訂しました。この計画は、都市計画課、市民情報コーナー(市役所・各支所)、図書館で閲覧できます。市HPでも公開しています。
▲市HP

登録型本人通知制度の登録期間が無期限になりました
市民課(☎272727)

4月1日より、登録型本人通知制度の登録期間が「登録日から3年間」から「無期限」になりました。住所変更などは、今までどおり変更届が必要になります。詳しくは市HPを確認してください。
▲市HP

スズメバチの巣を駆除します
環境政策課(☎272733)

スズメバチの巣を無料で駆除しています。スズメバチは、軒下や庭木などに春ごろから巣を作り始め、秋にかけて巣を大きくし、冬にはいなくなりません。巣が大きくなると危険性が高まるため、発見した場合は速やかに連絡してください。
▲市HP

せん。巣を探す作業も対象外です。※巣が高い所や壁の中など特殊な場所には、特別な作業や装備が必要な場合は、別途費用がかかります



外国人雇用管理セミナー
商工労働課(☎272755)

外国人労働者が安心して働き、企業が安心して雇用できるよう、群馬労働局などと共催で制度や管理など、好事例を用いた説明と講師による講演を行います。外国人労働者と良好な関係を築きながら共に働く方法を学び人材確保につなげませんか。
時 6月25日(木)午後1時30分～3時30分
場 ナルセグループ
伊勢崎市民プラザ
対 外国人労働者を雇用している、または今後雇用を検討している企業、無料

申 5月11日(月)から6月22日(月)までに市HP内の応募フォームから申し込んでください

ひきこもり家族会を開催します

社会福祉課(☎276273)
テキストを使った勉強会や参加者同士で意見交換を行います。
時 5月27日(水)午後2時～4時
場 絆の郷(市民交流館)

対 ひきこもり当事者の家族
定 20人程度(先着順)
定 無料

申 5月11日(月)から26日(火)までに電話で社会福祉課または専用HPから申し込んでください



▲専用HP

国民健康保険の軽減制度
所得のない人も申告をしましょう

国民健康保険課(☎272736)

国民健康保険の加入者および世帯主の前年所得の合計額が一定額以下の場合、低所得世帯の国民健康保険税の負担を軽減するため、所得に応じて均等割(1人当たりにかかる金額)と平等割(世帯にかかる金額)を軽減します。国民健康保険の加入者および世帯主は、昨年中に収入がなかった人、遺族年金や障害年金、雇用保険などの非課税収入だけの人も申告が必要です。申告が済んでいない場合は、国民健康保険課または各

支所市民サービス課で申告をしてください。世帯内に未申告の人がいる場合には軽減が適用されないほか、高額療養費の自己負担限度額や入院時の食費が高くなる場合があります。

〔申告の必要がない人〕
●同一世帯の人の年末調整や確定申告などで、その扶養親族に該当している人

●収入が公的年金だけの人、または給与だけで年末調整が済んでいる人

●確定申告または市民税・県民税の申告を済ませた人

空き家の除却・改修費用を補助
住宅課(☎272797)

空き家の除却・改修費用の一部を補助します。工事に着手する前に申請してください。

※申請の手引きや申請書は、住宅課、市民情報コーナー(市役所・各支所)にあります。市HPからダウンロードもできます

〔空き家除却補助事業〕
対象となる空き家 市内にある1年以上居住していない次のいずれかに該当する空き家

- ①危険空き家II住宅地区改良法が規定する不良住宅に該当し、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切であるもの
- ②旧耐震空き家II昭和56年5月31日

以前に建築されたもの
対象となる工事 市内に事業所がある事業者が行うもの

申請できる人 空き家の所有者、相続人
補助件数 各20件(先着順)
補助金額 ①II空き家の除却工事にかかる費用の5分の4で50万円まで、②II空き家の除却工事にかかる費用の5分の2で25万円まで

申 5月8日(金)から9月30日(水)までに申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて住宅課へ



▲市HP

〔移住者支援空き家改修補助事業〕
対象となる空き家 市内にあるおおむね1年以上居住していない空き家
対象となる事業 市外から移住する目的で空き家を取得・改修し、10年以上居住のために活用するもので、原則市内事業者が改修工事を行うもの

申請できる人 市内の空き家を所有または令和8年度中に取得する予定がある次のいずれかに該当する人

- 申請日前のおおむね1年以内に市内の共同住宅または長屋に転入し、転入前1年以上市外に居住していた人
- 申請日後、令和8年度中に本市に

転入し、申請日時時点で1年以上市外に居住している人
補助件数 5件(先着順)
補助金額 次の金額を上限に改修工事にかかる費用の3分の2

●基本額II120万円まで
●加算額II80万円まで

申 5月8日(金)から11月30日(月)までに申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて住宅課へ



▲市HP

〔市内転居者空き家改修補助事業〕
対象となる空き家 市内にあるおおむね1年以上居住していない空き家
対象となる事業 空き家を取得・改修し5年以上居住のために活用するもので、市内事業者が改修工事を行うもの

申請できる人 申請日時時点で市内に在住で、市内の空き家を所有または令和8年度中に取得する予定がある人

補助件数 5件(先着順)
補助金額 空き家の改修工事にかかる費用の2分の1で80万円まで

- 申 5月8日(金)から12月28日(月)までに申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて住宅課へ



▲市HP